## 一般教育訓練明示書

講座の名称	認定看護師教育課程クリティカルケア分野							
実 施 方 法	① 通学 ( 昼間 ·	夜間 •	土日	) ② 通信		グ(回数	回)	
指定講座番号(15桁)	1321514			23100	22	_	0	
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対 講座の指定期間	年の座	と 声 講 実績	入講者数(累	<b>見積)( 16人)</b>	修了者数	女 ( 15人)	
令和5年 4月 1日		まで						
訓練期間	10ヶ月			総訓	練 時 間		625時間	
1. 教育訓練目標								
①取得目標とする資格の		職業実践育成プログラム(履修証明プログラム)						
②①に係る資格・試験等の	の実施機関名称		昭和大学認定看護師教育センター					
③当該資格等を取得する 等	₹10  科目、1	・当該分野のカリキュラムで定める全教科科目(共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習)において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上の出席があること ・各教科目の試験、及び修了試験に合格すること						
			看護師。特定行為研修を含む教育課程のため、修了後、医療現場に戻った際に、診療の補助として、手順書を基に、該当特定行為を行うことができる。また、水準の高い看護実践や当該分野における看護職への指導や相談などの役割を果たす能力を修得できるため、本教育課程修了後、職場での活躍が期待できる。					
2. 教育訓練の内容								
教 科				時間	ĺ.	東 用 教 材	名	
	共通科目			292.75				
認定看護分野専門科目				135				
特定征			73					
			11.25					
			112.5					
3. 受講者となるた	めの要件(この講座を							
①受講するに当たって必	要な実務経験等	年以上の看 ・疾病、外傷	Jティカルケア部門(救急・集中治療部門等。ただし、手術室・NICUは除く)での通算3 J上の看護実績 病、外傷、手術などにより高度な侵襲を受けた患者の看護を5例以上担当した実績 命維持装置(人工呼吸器等)を装着した患者の看護を1例以上含む〕					
②受講者が受講に最低限 技能・知識等の内容及び	が受講に最低限有しておくべき資格・ ・日本国の ・看護師とし				圣験			
③その他								

### 一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の	の実績及び目標達成の状況							
(1)資格取得状況								
① 前年度内の受講修	15	人						
② ①のうち目標資格	15	人	受験率(②	/①)	100.0	%		
③ ②のうち合格者数	15	人	合格率(③	/2)	100.0	%		
④ 上記②・③の回答:	者数	15	人					
(2)受講修了者による			-					
① 回答者総数			14	人				
	1 正社員					②A:就業者計		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員				人			
業状況等	3 その他の就業(自営業等)				人	14)		
	4 非就業			1	人	②B:非勍	業者計	
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に役立つ		4	人	]		
	2 配置転換等により希望の業績	2 配置転換等により希望の業務に従事できる						
	3 社内外の評価が高まる			4	人	③の回答数台		
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ			2	人	※②Aと同数	(又はそ れ以下)	
にある時任の計画	5 趣味・教養に役立つ				人	1		
	6 その他の効果			1	人			
	7 特に効果はない			2	人		13人	
	1 早期に就職できる			1	人	]		
	2 希望の職種・業界で就職でき			人	   ④の回答数	스타		
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就理	3 より良い条件(賃金等)で就職できる				※②Bと同数		
受講者による講座の 評価	4 趣味・教養に役立つ	 こ役立つ				「 れ以下)		
	5 その他の効果				人			
	6 特に効果はない				人		1人	
	1 受講中又は受講修了後3か	月以内に就職した		1	人	⑤の回答数	h스타	
⑤ 受講者の就業状 ⑤ で調者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に	受講修了後3~6か月以内に就職した			人	※②Bと同数		
況	受講修了後6~12か月以内に就職した				人	「 れ以下)		
	4 就職していない				人		1人	
	1 大変満足			1	人	6の回答数		
	2 おおむね満足			12	人	※①と同数(又   以下)	はてれ	
6 講座の全体評価	3 どちらとも言えない			1	人	-	14人	
	4 やや不満				人			
	5 大いに不満				人	J		
	)修了後の状況(就職等の状況、う E期間内でのキャリアアップ成果や					後の職務内容変	化等の	
		ての業務量増加、資格						
	 こよる効果の把握及び測定の方法	並びにそのレベルを受	受講者(	<u></u> こ対して明ら	かにする	 るための具体的:	な方法	
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル 到達度の把握・測定方法		定期的な個人面談を行い、授業内での質疑応答など理解度を深めるための支援を行う。						
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	スクーリング期間:9月上旬から翌年3月 実習:計2回(10月中旬から11月中旬、1月下旬から2月中旬)							
6. 修了を認定するた	とめの基準並びに修了を認定する	- 時期及びその方法						

①当該分野の教育基準カリキュラムで定める全教科目(共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習)において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上の出席があること。 ②各教科目の試験、及び修了試験に合格すること

# 一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法								
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法			適宜面談等実施					
			認定看護師教育課程終了後に日本看護協会が行う認定審査試験合格率の分析・検証を行う。 認定看護師認定審査の不合格者については、合格に至るまで継続的な学習支援を行う。					
8. その他の事項								
指 定 教 育 訓 練 実 i 及 び 代 表 者 :				(代表者名:理事長 小口服				
住 所 及 び 連 絡 先 東京都品川区旗の			5-8	-	TEL 03-3784-8000			
施設名称及び施設長名		昭和大学認定看護師教育センター			(施設長:センター長 三村洋美)			
住所及び連絡先		東京都品川区旗の台1-9-14			TEL 03-3784-8794			
給付制度担当部署·者 認定看該		認定看護師教育センター	定看護師教育センター事務室			(担当者:齊藤 あずさ )		
連 絡 先 TEL 03-3784-87		TEL 03-3784-8794	1					
一般教育訓練経費	1. 一般	教育訓練給付金の対象	となる経費 (① +	2)	1, 260, 000円			
支払い方法	(※割	料 (税込額) 引・還元措置を実施した の差引き後の税込額とな			50, 00	00円		
②分割払	(※割	料(税 込 額)  引・還元措置を実施した の差引き後の税込額とす		(うち、必須教材	1, 210, 00 才費	四 )		
③両方可能	2. 一般	股教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 副読本代(税込額) 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)				0円		
	1					円		
	2					円		
	3	) 施設維持費(税込額) ) その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)				円		
			E、PUの損告保険料	t、消解磁气)(积 <i>达</i>	:祖 <i>)</i>	円		
	3. 総額(1+2)(税込額) 1,260,					00円		

### 〔特記事項〕

#### 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の 額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要に なります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。